

H ルンスト・ヤング

アングロ・サクソン家族法（1）

村 井 衡 平

ボロックヒメイムラハンドがその名著 *The History of English Law before the time of Edward I.* によれば、その第一章の標題を「法史の暗黒時代」(the dark age in legal History) と名付け、ケルト民族期およびローマ支配期について論述し、次いで第二章でいわゆるアングロ・サクソン法の内容を展開している。だが、アングロ・サクソン時代の「家族法」について、詳細な話をそこで聞くことはできない。といひて、筆者はさきにアメリカ諸州の離婚法のうち、問題が多く含んだ請求棄却事由をとり上げ、まず最初に「互責」を論じたとき、その沿革をさかのぼって詳細に検討し、アングロ・サクソン時代の法についても触れなければならなかつた。

る。内容を簡単にいえば、最初の三分の一を使って、アングロ・サクソン時代の家族体系の基礎をなすメイズ (maegth) を詳しく述べて、メイズの構成員相互の権利・義務に及び、親権から後見へと觀察の眼を向け、さらに婚姻・離婚に関する諸問題を展開している。なお、同書にはこのほか、Henry Adams, The Anglo-Saxon court of Law. Cabot Lodge, The Anglo-Saxon land Law. Laurence Laughlin, The Anglo-Saxon legal procedure. 等の諸論文もみられ、アングロ・サクソン時代の法律事情を知るには好個の資料をなすものである。

アングロ・サクソン人の家族法をとり扱うに当つて、主な困難は、資料が欠けていることによつて生じてくる。アングロ・サクソン時代の法的な資料は、純粹の家族法をほとんど含んでいないし、しかもアングロ・サクソン人の家族体系の主要な概略さえも、大陸のゲルマン民族の血族体系に関する知識なしに決定することは、むづかしい。その理由は近くに求められる。ゲルマン民族の中の制定法を最初に収集したものは、法のあらゆる領域を網羅する目的をもつ包括的な法典ではなく、主として、特別な立法または裁判所の仲介によつて採用された新たな原理を、単に記録したものにすぎなかつ

た。種族が移動するに伴つて、法が急速に発展はじめたが、しかし最初は単に、法の特殊な分野が影響をうけたにすぎない。家族法はほとんど慣習の領域に属しており、改革に対しでは最も頑強な抵抗を示し、最も長期にわたつて、この発展の領域外に残つていた。私的生活の内部関係を処理し、家族の中でも、しかも家族によつて執行されながら、その規則は日々の慣習と共同体 (Community) の常識の一部を形成していく。それゆえ、家族法は裁判所の判決または議会による立法のいすれにも、ほとんど姿を現わさなかつた。ある場合に、家族の権利または義務の違反に對して、法定の刑罰が課せられたが、よりしばしば、家族の慣習と公法 (public Law) がそれに抵抗した。しかしながら、二つの方向において、家族体系は漸次、その姿を変えていった。一方で、古くは、私的復讐において家族が独立しており、国の平和にとって危険であつたが、公法の力が強くなるにつれて、次第に制限されるにいたつた。また、他方で、教会が影響を及ぼすことにより、古い体系のもつ厳格な特色が緩和されていった。とくに家族に関する法律の中の大部分の規定は、これら二つの方向のいずれかにおいて、改革されたものであつた。これらは数が少いけれども、アングロ・サクソン人の家族体系が、すべての

他のゲルマン種族の中に存在することが発見されたものと、本質的に同じであったことを充分に立証している。

インド・ゲルマン民族のすべての初期の共同体において、家族のもつ重要性が余りにもしばしば強調されるので、ここで長々とそれを議論する必要はなかろう。サクソン時代のイングランドもこの規則に対して例外をなすものではない。家族は私法の最も重要な制度であるのみならず、それはまた、すべての警察と刑事体系の基礎をなすものであった。初期の時代において、国は、平和を維持し、犯罪を処罰する役割を家族に負わせていた。何よりもまず、共同体のすべての構成員は、家族によって保護されていた。幼年時代には家族が彼を監督し、彼の父からさえも、彼を保護した。家族の構成員は、彼の婚姻についての証人であり、しかも保証人であった。彼等は裁判所の面前で、原告としての彼の主張を支持し、または被告としての彼の否認を支持し、彼のために宣誓した。そして、必要な場合、彼等は彼の罰金を支払う義務を負わされた。血の復讐 (Blood-feud)において、彼等は彼のそばに立ち、彼等の命さえもかけて、彼を防禦した。彼が死亡したのちも、彼等の保護は終らなかった。もし彼が殺害されたならば、彼等は彼の殺害に対して復讐をし、またはそれに対す

る賠償をとり立てた。彼等は、彼の未亡人と子供の後見人としての役割を果し、彼の子供が成年に達するまで、彼の財産を管理した。血縁の同じすべての人々は、これらの相互的な権利・義務の絆によって、結びつけられていた。たとえこれらの縁がいくらかでも緩められ、イネ (Ine) 王、ウイヒトレーード (Wihtræd) 王に従属する血族の間の結合が、もはや、少しばかり遠い昔の彼等の祖先の間のそれではなくたとしても、それ以来、単なる名目上の結合にすぎなくなつたどころではない。家族はもはや、その財産を共同で所有し、かつ管理することはないけれども、古い体系の跡は、家族の財産の移転を阻止する一直系卑属にかぎられることなく、より遠い身内のものにも及ぶ——相続人の権利の中に、いざんとして見られた。アングロ・サクソン時代に、家族全体を犠牲にして個人の身分を昇進させるといふ、現在まで継続したその発展について、ただ第一歩があみ出されたにすぎない。

では、この悔りがたい結合は何であったのか。アングロ・サクソン人の共同体には、二つの独特なグループがあつた。それについて“家族” (Family) という言葉が付けられるかも知れないが、明確にするためには、特別の名前を与える方がよいであろう。第一の、そしてより大きい方のグループは、

血族の全員を含んでおり、アングロ・サクソン語でメイズ (maegth) またはメイズブルグ (maegburgh) とよばれている。もちろん、血族の全体について話をするには、出発点として、誰が一人が引き合いに出されなければならない。それゆえ、この論稿の中で、メイズについてのべるときは、いつでも誰がある人のメイズを意味するものと理解されねければならない。第二の、より小さいグループは、夫、彼の妻と子供を含んでおり、世帯 (Household) とよんでもよからう。これら二つのグループはたしかにちがっていること、そして小さい方は大きい方の单なる一部分ではなかつたことは、夫と妻の相互の地位から当然に由来する。妻は彼女の夫の親族に対して、親族とはみなされなかつたことは、法律の中にはつきりと示されている。妻は婚姻により、夫のメイズの一員とはならないで、彼女自身のメイズにいぜんとして残つた。たゞ彼女が非行をしたとしても、夫も、彼のメイズも、全く責任を負わなかつた。彼女の血族のみが復讐をうけ、または賠償をする。たゞ夫が彼の妻の知らない間に罪を犯したとしても、妻と彼女の血族は、復讐をうけ、または賠償をするについて、なんらの義務も負わなかつた。当然のこととして、妻の人命金 (Wergeld) は彼女のメイズに支払われたと

同じく、夫の人命金は、彼のメイズに支払われた。さらに、妻は、夫と夫のメイズを相続する権利をもたなかつたし、また夫は妻と妻のメイズを相続する権利をもたなかつた。世帯は、別々のメイズをもつた二人の人の姻族関係によって形成された。女性の側のメイズは、そのときまで彼等が行つてきた彼女の保護を、彼女の夫に委託した。彼は彼女の積極的な保護者となつた。しかし、彼女のメイズは、彼に委託された仕事の執行をつねに監視し、必要があれば、彼女を保護するため介入した。夫により、妻と彼女の不動産の上に行使された保護は、婚姻関係の性格から当然に必要なことであつたけれども、しかしそのことから、妻を彼女の夫のメイズの中におくことはしなかつた。夫と妻の間には、血の復讐と相続に由来する相互的な権利・義務は何も生じなかつた。そして、とくにメイズを性格づけるものこそ、これらの権利・義務であった。これらは血縁の同じ人々の間にのみ存在した。それゆえ、メイズというより大きいグループの一部である世帯を形成することは、メイズの中に、疑もなくそれに属していなかつた人を含めることであり、そして、それに属するすべての人を当惑させることであった。もちろん、子供は、父方のメイズと母方のメイズの双方に属していた。すべての人は、二

のメイズをもつていた。彼の父方のメイズ (faedren maegth-paternalis generatio) または父の血族と、母方のメイズ (meden maegth, materna generatio) または母の血族がそれである。これらのグループは、彼の出生前は全く別個のものであるが、彼の身体の中で結合し、そして彼の総体的なメイズの単なる一部分となる。双方のメイズとも、彼について、血族としての権利・義務をもつけれども、のちに現われるよう、親等の点ではちがっている。

メイズと世帯を別個のグループとみとめることにより、アングロ・サクソン時代の家族法の主題は、自ら二つの分野へと別れることになる。メイズまたは血族に関する法律と世帯に関する法律である。いいえれば、同じメイズの構成員の間の関係を規定する法律と、別個のメイズをもつ人々の間に姻族関係が形成されたときに通用する規則がこれである。もちろん、これら二つの法体系は、密接な関係をもつてゐる。

相互に、または有効な婚姻によつて第三者と血縁の同じ人々は、血族であり、同じメイズに所属する。これこそ、ゲルマン法に知られた血族の紳の唯一の基礎をなすものである。養子縁組が大陸のゲルマン民族の間でしばしば行われたことは事実である。この養子縁組の例はベオウルフ (Beowulf) の中に出でくるし、アングロ・サクソン的な性質を具えた「養子は両親に行く」 (adoption parenti meo) という言葉が現われるのは、それがアングロ・サクソン法に存在したことを立証している。しかし、初期のゲルマン民族の養子縁組は、養子を養親の親権のもとにおくるとはなかつた。養子と養親

して権利を有し、義務を負つた。

の血族との間に血族の絆を作り出すことは、もとよりなかつた。養子に彼の養父を相続する権利を与えるのが、それの唯一の効果であつた。非嫡出子の嫡出化は、ロンバルド法典を除いて、初期のゲルマンなどの法典によつても、許されなかつたし、それはゲルマン家族法の全体の精神に強く反するものであつた。父は象徴的な形式によつて、彼の非嫡出子を認知することができるし、彼に世帯内で居所と保護を与えたといふことは、ゲルマンとスカンジナビアの資料によつて立証される。同様の慣習がアングロ・サクソン人にも知られてゐたことは、イネ王の法典第二十七条から推測することができるのである。「もし誰かが秘密に子供をこしらえ、そしてそれをかくすならば、彼は子供の死亡による人命金をうけることはできず、子供の領主と国王がそれをうける」というのである。明らかに、子供を認知することによつて、父は彼を保護し、そして彼の殺害に復讐をし、またはそれに代わる厳正な満足をうけることができた。もし父が彼を認知しなかつたならば、子供は領主と国王の保護のもとにおかれた。しかしながら、この説明は、非嫡出子が父または彼の血族に対して、なんらかの権利をもつていたことを証明するものではなく、かかる権利が存在することは不可能であつた。非嫡出子は、メイズ

の間では数に入れられることはできなかつた。不法な婚姻より出生した子供が相続権をもたなかつたことは、アルフッルド王の法律の中にはつきりと/or>べられており、すべての他の血族としての権利は、保護をうける権利を除いて、彼等にはみとめられなかつた。もし殺害されたならば、人命金は父の血族と国王に支払われた。人命金は血族のみのものであつて、有効な婚姻によつて生じた血縁の同じマイズに所属した。

血族の親等を計算する方法を次に考察しなければならない。直系血族の親等を計算するについて、どの体系も、おのおのの世代を一親等とすることに一致している。傍系親の親等を計算する初期のゲルマンの方法は十三世紀前半のザクセン・シュピーゲル (Sachsenspiegel) の中に記述されている。ザクセン・シュピーゲル第一巻第三条・三によれば、「では、ここでわれわれは、ジッペ (Sippe) がどこで始まり、どこで終るかを考えてみよう。頭のところには、有効な婚姻をした夫と妻が位置するよう定められている。首の関節のところに、同じ父母から生れた子供が位する。半血の兄弟・姉妹は首のところではなく、次の関節にとぶ。……全血の兄弟・姉妹の子供は、肩と腕とが結合する関節にある。これがジッペの第一親等であつて、親族 (magen) に教えられる。兄

弟・姉妹の子供。肘の部分には次の親等がいる。手首の関節の部分に三番目のものがくる。中指の第一関節に四番目のもの。第二関節に五番目のもの、第三関節には六番目のものがある。七番目ものは爪であり、それゆえジッペはここで終り、そして爪親族 (nail-mage) とよばれる。」

「いや、血族の親等は、腕と手の関節を照合して計算されている。頭と首に位置する共同の祖先と彼等の子供は、親族に教えられない。ジッペの第一親等は、従兄弟によつて形成され、それゆえ従兄弟は互いに傍系の一親等である。ジッペは全部で七親等を含んでゐる。それゆえ、家族は全体として九世代を包含していることになる。

アングロ・サクソン法において、傍系親の親等を計算する方法を二つの文章が説明している。エセルレッド (Aethelred) 王の法律第六条・十二には、「そして、キリスト教徒たる男子が、第四関節以内にある彼自身の血族で六親等内にある人と婚姻することがあってはならない」もし六人を教えるに当つては、ただ傍系親の四親等のみが教えられ、最初の二世代、つまり共同の祖先と彼等の子供は、親等を数えるにつれて省略され、そして兄弟・姉妹の子供が第一親等を形成する。シムラート (Schmid) のトングロ・サクソン法 (Der Gesetz

der Angelsachsen) —補遺第七章第一節・五によれば、「人命金 (Heatsfang) は子供・兄弟そして父方の叔父に帰属する。この金は、関節 (cneowe) の中にある人を除いて、どの血族にも帰属しない」。ソーパ (Thorpe) がこの文章の中の cneowe を膝と訳すのは、まちがいである。親族関係に適用されるとき、前記の最初の文章で引用されたように、cneowe はつねに関節または親等を意味する。この文章は、第一関節以内にある人々を意味しなければならない。つまり、関節を基礎にしては全く数えられない人、および、それゆえに傍系血族の親等の間に数えられない人々のことである。これらの人々とは、子孫・共同の祖先と彼の子供、または（当然に、すでに死亡した共同の祖先を省略し）正確には、この文章の中で指摘された人々—子供・兄弟と叔父である。

これらの文章は、アングロ・サクソン人が傍系血族の親等を計算するについて、大陸のサクソン人のそれと同じ方法を採用したことを立証している。彼等は兄弟・姉妹の子供から数え始めた。これらが第一親等を形成した。親族関係の親等を示すのに Cneow を使用することは、以前に引用した第二の文章の言葉と相まって、次のことをほとんどしたしかなものにしてくれる。すなわち、彼等は親等を腕と手の関節を照合

して数えており、そして、もしわれわれが *healsang* または *hassfang* の由来は、*hals* が首を意味していることから、首の位置にある人にそれが支払われたため、そのようにばれたらしいと解釈するならば、この結論は文句のつけようがないものになる。ザクセン・シュピーゲルにおいて、全血と半血の間に行われた区別に關して、アングロ・サクソン法はその跡を何も示していない。初期のゲルマンの法典の中に、この区別は何も見出されないから、これは多分、のちの時代に念入りになされたものであろう。

これまでのべたような方法により、共同の祖先の子孫である二人の間の親族關係の親等を決定することができる。従兄弟は第一親等、従兄弟の子供は第二親等、等々である。また、親等が同じでないことがあるかも知れない。もし A の祖父が B の曾祖父であれば、A は第一親等であり、B は第二親等となる。しかし、第三者に対する二人の間の相対的な地位を決定するために、法則は充分でないで、それが理解されていなければ、相続の順位を決定することができない。法則によれば、死者のすべての祖先は、頭の部分に位置する。祖先のすべての子供は、首の部分に立つ。祖先のすべての孫は肩に、すなわち傍系親の第一親等を占める、等々である。同じ親等

にあるすべての人は同じ地位を占めるのか。もしそうでなければ、いかなる法則によって、彼等の相互的な地位を決定するのか。祖先からみればより遠いけれども、親等はより近い人の方が、祖先からは近いけれども親等はより遠い人に優先するのか。または、この反対が真実なのか。つまり、相続の順位はどうであったのか。

この問題はドイツにおいて論争の主題とされ、広範囲に、しかも熱心に数十年の間、繼續して行われた点では、ドイツ法律学の歴史の中で、これに匹敵するものはめったにみられない。いわゆる親族制度 (*Parentalen Ordnung*) が最初、J. C. マエル (Majer) の著作によって十九世紀の終りに確立され、一般的な承認を得て、半世紀の間、ドイツ法の歴史の中で最も強固に確立されたいくつかの点の一つとみとめられた。しかしながら、一十年の間に、ジーゲル (Siegel) とバッサー・シュレーベン (Wasserschleben) の著作がこの理論に大きな不信を投げかけ、そして多くの支持者を奪ってしまった。しかし、ジーゲルとバッサー・シュレーベンは共同して古い理論に反対したが、それに代わる原理として、各自は彼自身の理論を導入する点でちがいをみせる。その結果、三つの理論の支持者の間で、三者間の論争が行われることにな

り、これは最近にいたるまで、果しなく続いているようである。最後に、ロイス (Lewis) とブルンナー (Brunner) の貢献によつて、これまで当惑させられ、問題を論じつくした学者は、論争が終るであろうと期待するいくつかの原因を発見するにちがいない。この論争に参加するのは、本稿の目的ではない。事実、もし誰れかが、アングロ・サクソン法の中に前出の諸原理のどれかを支持する根拠があるかとたづねるならば、何もないと答えなければならない。法律の中の一節のみが論争点について何かの参考になるが、これはヘンリー一世の法律の一節であつて、ノルマンの著者がルイップアリア (Riparia) 法の中の一節をコピーしたものにすぎず、サクソン法の証拠としての価値は何もない。その上、当事者各自はルイップアリア法の該当する一節の中に、その理論を支持する証拠を見出すのである。初期のゲルマン法の中で有力なものとして最終的にうけ入れられた体系は、どれでも、アングロ・サクソン法においても、またうけ入れられなければならぬ。ここでは、ただ多数の理論を記述し、現在の論争の状態をのべるのが有益であろう。

親族制度の理論によれば、血族はいくつかの親族に分けられる。第一の親族は、死者と彼の子孫を含んでおり、第二の

親族は、死者の両親と彼等の子孫を含む、第三の親族は、死者の祖父母と彼等の子孫を含む、等々である。第一の親族の構成員は、最初に相続するよう命じられる。もしこれらの人々が誰れも生きていなければ、そのときは、第二の親族の構成員が相続することになる。どれか一つの親族の構成員は、すべてそれに優先する親族の全構成員が死亡しているとき、はじめて相続する。同一の親族の構成員の間では、親等の近さが決定する。ただし、性のちがいによって承祖相続権 (right of representation) が修正されるときは、この限りでない。一般に、それゆえ、最も近い親族に属する最も近い親等の人が、最も近い相続人となるであろう。

ジー・ゲルとバッサー・シユレーベンは、両者とも血族を親族に分けることを拒否し、親等の近さのみを決定的なものとする。彼等によれば、祖先からみればより遠いけれども、親等はより近い人の方が、祖先からは近いけれども親等はより遠い人に優先する。しかし、彼等は、死者と相続人とがお互いに血族の中で系列を異にするとき、親等を計算する方法について、意見がちがつていた。すなわち、死者と共同の祖先の間の世数、および相続人と共同の祖先の間の世数が等しくない場合についてである。ジー・ゲルは、親等はつねにより長い

側を数えるものと主張する。バッサーン・ユーレーベンは、他方において、親等は相続人と共同の祖先の間においてのみ数えられ、死者の側の親等の数は計算に入れないものとする。彼らの理論を資料の中に証拠と調和させるためには、双方とも修正を強いられるけれども、ここでは、それについてのべる必要はない。ロイスは徹底的な論稿の中で、この論争に対し当事者がそれぞれ提出した議論を要約している。タキトウス (Tacitus)、諸部族法、ザクセン・シュピーゲルそして他の中世における法的資料を調査したのち、彼はそれらの中に親族制度を立証するに充分な証拠を何も発見できなかつた旨を結論している。しかし、同時に彼は、ジーゲルとバッサー・シュレーベンの理論は、それ自体、これらの資料と両立しないと考へてゐる。彼の論稿を閉じるに当り、彼は次のように述べている。すなわち、「もし今、われわれがみてきたように、親族制度を資料によつて立証することができないならば、それが存在することを伝える他の証拠があるのかどうか、といふ疑問が残る。そして、ここで、すでにホーメーヤー (Homyer) が指摘したように、高級貴族の間の相続の法則は、いたるところで、親族制度の原理に基盤をおいていたと考へることは、私にとって大変に重要なことのようと思われる。

……このような社会集団の中では、古いゲルマンの制度は最も長い間、自活していた」というのである。最後にブルンナーは、親族制度がアングロ・ノルマン法、ノルマン法およびブリテンの慣習における相続法の基礎を形成し、「二つの法律は疑もなく、ゲルマンに起源をもつてゐる」旨を示してゐた。ブルンナーは、したがつて、彼のよりどころとしては、古い理論の方を重要視している。

この論争によつて一つの事実が明白にされている。すなわち、すべての資料とあらゆる点で両立するような体系は、いまだかつて発見されていないということである。相続に関するゲルマン法は、哲学的な原理にもとづいた立法の結果ではなく、むしろ特別な必要にそれ自身を適合させる慣習がゆつくりと成長したものである。体系が統一的であること、および根本的な法則を論理的に適用することがローマ法の特色であるが、それをここで期待しても無駄である。われわれは、せいぜい、主として初期のゲルマン法において普及された何か一般的な体系一種族が異ればつねに別個の修正が加えられる——を発見できるかも知れないと希望をもつことができるにすぎない。慣習の基礎に横たわっているかかる体系は、近親に適用される相続の法則の中に発見されるかも知れない。

これらのうち、ゲルマンの著者がほとんど一致して承認している相続順位は、次のとおりである。一番—息子、二番—娘、三番—兄弟、四番—姉妹。この体系の修正は、当初、承祖相続権によつて導入された。死亡した息子に代つて孫が、生存している息子とともに、彼等の父の分前を相続することが許される。しかし、この改革にははげしい抵抗がみられた。オットー (Otto) 一世の時代に、その有効性はドイツにおいて、いぜんとして論じられており、しかもこの法則は十六世紀の初期になつても、そこで確立されたにいたつていなかつた。イングランドでは、この権利はグランビル (Glanville) の時代にも論議されていたが、ブラックトン (Bracton) の時代には一般的な承認をうけている。アングロ・サクソン法には、ほとんど存在しえなかつた。アングロ・サクソン法における最近親者の間の相続順位は、最初の一一種の親族についてのみ証拠があるけれども、本質的にはさきに述べたとおりであることは、疑いない。息子が最も近い相続人であり、しかも公平に配分されたことは、ウイリアム一世の法律第三十四条に現われている。すなわち、「もし誰か家長が、ある事件で、遺言なしに死亡するとき、父の遺産を男子の間で平等に配分する」。息子の次には娘がくる。娘は息子と同様に、公平に

配分をうけた。ケントの慣習によれば、次のようにいわれる。「均分相続制 (GavMekende) の自存領主が死亡し、均分相続制の土地と小作地が相続されるとき、すべての息子が相続財産を等分に分けることを求める。そして、もし相続人たる母がいなければ、一部分は娘に、兄弟と同様に配分される」。ケントの慣習の証拠は、ここにグランビルとブラックトンによつて是認されている。グランビル第七巻・三章には、もし真に自由な農民 (Sokemannus) であれば、そのとき、たしかに、すべての息子の間で、相続財産を同等の割合で分ける。もしソーケージ保有 (Soegium) であり、それが昔から分割制であれば……。もしこれに反し、数人の娘があれば、そのとき、たしかに、父が兵士であるか、農民であるかを区別することなく、相続財産を娘たちに分ける」。そして、ブラックトンはグランビルの説に従つてゐる。ブラックトン—第二巻・三四章には、「もし自由な農民が死亡し、複数の相続人と関係者が残るととき、もし相続財産の一部分が昔から分割制であれば、相続人は、それぞれ公平な割合で維持する」という。封建的な長子相続制 (primogeniture) の原理は、軍事的土地位保有制 (military tenure) によって所有される土地の相続に関する法制に完全な変更を加えるにいたつた。し

かし・鋤奉仕による保有 (Socage) によって所有される土地——これが大部分であるが——は、いぜんとして配分に関する古い慣習によつて、最初は息子たちに、次いで娘たちに伝えられた。この慣習がアングロ・サクソン時代にさかのぼること、そしてケントにおける均分相続制 (Gavelkind) の土地およびグランビルとブラックトンのいう、昔から分割制のソーケージ保有 (Soeagium antiquitus divisum) は、慣習法——こでは特別な必要のため、新しい原理を採用すべく強いられることはなかつた——の中に古い体系が維持されていることの記念碑であつた。

さもなければ、実例をあげるのはこのあたりでひと休みしたいところであるが、ケントの慣習にも、グランビルとブラックトンの著作中にも、動産については別の相続順位がのべられている。すなわち、「均分相続の動産は、葬儀が終り、借金を返済したのち、三つに区分され、もし女子が生存しているならば、一部は死者に、他の一部は息子と娘に、そして第二の部分は妻に分ける。そして、もし女子がいなければ、半分は死者に、他の半分は妻に分ける」という。

動産は三つの部分に分けられた。三分の一は死者の動産遺贈の支払のため、またはもし彼が遺贈をしていなければ、彼

の遺言執行者により、"敬度なる使用のために" (in plausus) 当てられるため。三分の一は妻に行つた。そして、三分の一は子供たち一娘と息子一に配分された。これがノルマンとアンジュー (Angevin) の国王のもとで、王国の大部分を通じていぜんとして効力をもつたアングロ・サクソンの慣習であるのかどうか、または単にのちになつて導入されたものにすぎず、ケントの時代に強行されたもののがどうか、を決定することが必要になつてくる。さきに引用した文章は、全く別個の三つのものを含んでいる。遺言で遺贈をする権利の制限、寡婦産に関する規定、そして最後に相続の規則がこれである。三つの部分に分けることは、男女を問わらず子供の間に公平に配分することと、必然的な歴史的つながりは何もない。二つの事柄は、それゆえ別々に考えなければならない。三分することについて、まず第一に、古代の法律家たちの見解が、"遺産の合理的な部分" (rationabilis parte bonorum) に符合する書き物はコモン・ローを攻撃しているのが、または慣習に責任を負わせたのかについて、決して一致しえなかつたことは興味深い。次に、遺言によって動産を処分する権利を制限することは、サクソン法にはなかつた。サクソン時代に、この権利は無制限であった。イングランドのある地方

において、サクソン時代でもえも、動産はつねにある部分をある階級の人々に遺贈されるという慣習が発生したかも知れないということは、ありえないことではない。この点に関連して、サムナー（Somner）はベーダ（Bede）のイギリス教会史（*Historia Ecclesiastica Gentis Anglorum*）の第五巻、十一章から興味ある文章を引用していく。「すべての財産は、三つの部分に分けられて存続する。その一つは妻に、他の二つは子供たちに引渡され、三つ目は自己自身にしっかりと維持され、貧しい人々に分けられた」。サクソンの翻訳では、「自己自身に維持する」（*sibi ipse retentans*）の代わりに、「彼に帰属するもの」（*ðe him gelamp*）となっている。サムナーはこの文章に注目する。そして、「他の二つの部分は当然に彼の妻と子供に三分の一づつ帰属することを卒直にほのめかしながら、第三の部分は、そこでは彼自身に帰属するといわれている。しかし、一方において、これは田舎の、または（そこではノーサンバーランドとよばれている）地方の家長の行為であり、……かかる遺言は、実際のところ、王国の北方の地域において、古代に広く利用された（と私は信じている）三つの部分に分けるという慣習がいぜんとして残っており、一般に行われていることを示すものである」という。も

アングロ・サクソン家族法（一）

しかかる慣習がサクソン時代に存在していたならば、それらは結局、法としての効力を取得し、無遺言相続の法律に影響を及ぼしたにちがいない。しかし、もしそうであっても、これはノルマン・コンケスト以後のことでなければならない。ロンドンにおいて、ブラックトンの時代に遺言によって動産を処分する権利は、無制限であつたけれども、その後、三つの部分に分ける慣習が導入された。遺言によって動産を処分する権利に対する制限は、アングロ・サクソン法において、多分排除されていたであろう。遺言によって与えられなかつた動産についていえば、妻が半分、そして子供が半分うけ取つた。妻の分け前は、寡婦產として彼女に与えられた不動産の半分に符合し、これは疑もなく、アングロ・サクソン法の法律上の寡婦產に由来するものであり、夫の財産—動産。不動産—の半分を含めていた。動産の残りの三分の一は、正当に相続されることのできた唯一の部分であつて、子供のみがそれについての合理的な相続人である。動産のこの第三の部分は、男女を問わず子供に配分される。このような説明は、動産を三つの部分に分けて相続するということが、動産について息子が娘に優先することなく、すべての子供によって相続された何か初期の法に由来するのではないのかどうか、そ

してもしかかる法に由来するのであれば、その法はイングランドのサクソン人の間に見出されるかどうか、という質問を提出するのである。それは必然的に相続順位に関するさきの説明を修正し、そして動産・不動産の相続について別の法則を制定することになるのであろうか。

大陸のサクソン人の法律において、ある種の動産は相続の特別な法則に従つた。とくに男子の使用に供された品物、最良の武器、最良の軍馬は彼の装備とともに、残余の相続財産から区別され、総合的に武具財 (hergewate) とよばれた。これらは父方の血族の最近親の男子に帰属した。とくに女子の使用に供せられた品物は衣粧財 (gerade) とよばれ、母方の血族の最近親の女子によつて相続された。衣粧財の痕跡はアングロ・サクソン法の中に見出せられない。相続人によつて領主に支払われた相続上納物 (heritot) は、武具財に起源をもつたかも知れないし、多分そうであつたが、しかし武具財はその当初の形式において、男系の最近親の男子によつて相続されたので、痕跡は存在しない。これらの特別な法則とは別に、ほとんど価値のない小さい品物にのみ適用しながら、大陸のサクソン人の法は、動産と不動産の間に区別を設けた。サクソンのラント法 (Landrecht) による相続財産

(erve) は両者を含んでいた。ローン法 (Lehnrecht) は、いじのみ、一種類の財産が区別されていた。部族法 (folk Laws) の時代、相続に関する法律の中で動産と不動産の区別は、わざかにチューリングン法とサリカ法に見出されるのみである。チューリングン法において、土地は男系の男子のみによつて相続されたが、動産はまず息子に、次いで娘に帰属した。サリカ法では、土地の相続について、息子は娘に優先した。ただ、女性はサリカの土地 (terra salica) の相続から排除されたが、娘は息子と動産を分けあつた。サリ族時代のフランクにおけるこの慣習は、大陸法が、男女の別なく動産を子供の間に公平に配分したケントの慣習に唯一の類似していることを示している。そして、ここにおいても、改革が行なわれたようみえる。それは、ノルマン・コンケストのち、ノルマンディからイングランドに容易にやつてきたかも知れないが、フランクからアングロ・サクソンのイングランドに入つたということは、ありえない。もしそのときには、アングロ・サクソン人の相続法が動産と不動産の間に区別を設けたのであれば、この区別はそれらに由来したのでなければならぬし、最初の重要な改革として、彼等の法律の中にはつきりと現われるであろう。しかし、事実、かかる区別に

ついてのわづかの証拠も存在しておらず、法律がこの点に関して沈黙していることは、区別が存在しなかつたことの決定的な証拠である。

さきの質問は、メイズの間の相続順位を確定することについてのみ、向けられていた。いかなる種類の財産が相続され、いかなるものが相続されなかつたかは、別個の問題であつて、これを調査することは、この論稿の目的の範囲外である。たしかに、相続上納物として領主に支払われなかつた動産、または寡婦産として妻に与えられなかつた動産は、遺言によつて処分されなければ、メイズによつて相続された。土地と相続法との関係は、本書の別の部分で論じられている。

血族は女子を通し、または男子を通して、公平に跡づけられたけれども、父方の血族と母方の血族の間には、はつきりした区別が行われ、前者の権利・義務の範囲は後者のそれらに比べて、はるかに広範囲であった。孤児の後見に関するある種の権利と人命金をうけ取る権利は、父方の血族のみに属していた。血の復讐において、父方の血族の権利・義務は、母方の血族のそれに比べて、一対一の割合であった。人命金の三分の二は父方のメイズ (faedren maegth) により、三分の一は母方のメイズ (medren maegth) により支払われた。

アングロ・サクソン家族法(一)

血族によつて宣誓が行なわれた場合、免責宣誓の三分の一は父方の血族により、三分の一は母方の血族によつてなされた。当然のこととして、人命金の三分の二は父方の血族に、三分の一は母方の血族に支払われた。フィリップス (Phillips) はこのことから、母系 (male stem) は相続において比例的に利益をうけたと推測するけれども、しかしこの見解を支持する証拠は何もないし、それはサクソン家族法の全体の精神に反することである。

いろいろな資料から、メイズは血族のうちの定められた親等のあるものに制限されたかどうかは、明らかでない。定められた親等内といふようにメイズになんらかの制限をすることは、大多数のゲルマンの種族に見出されており、またファン・シイドー (von sydow) はヘンリー一世の法律第七十一条・二十の中の一節をよりどころとして、アングロ・サクソンのメイズは同様に、五親等の血族に制限されたと推測している。サクソン人の法律の証拠として、この一節が価値のないことはすでにほのめかされていたところである。四親等以内の婚姻を禁止することのいかなる論拠もひき出すことはできない。というのも、これは純粹な教会法であり、われわれは、サクソン人が初期に従兄弟の間の婚姻さえも許していた

直接の証拠をもつてゐるからである。傍系の親族関係の各親等は、腕と手のどちらかの関節にその地位を割り当てられて、計算方法は第七親等を欠いていたにちがいないし、またこれ以前においても、血縁の同じことの証拠を入手するのは、ほとんどの場合、事實上、不可能になつてゐた。主として相続法との関係において、これは重要な問題である。相続人なくして死亡する人の土地は、事情に応じて、国王に帰属するか、または共同体の所有に帰した。なんらかの制限があり、その制限を越えれば、血縁が同じであつても相続権を与えるのをやめにしたのであらうか。何も証拠がないため、次のような推測をして差支えなかろう。すなわち、制限は存していないし、そしていつでも、血縁の同じことが一定の親等内で証明されたならば、より近い相続人が存在しないかぎり、相続権を与えたにちがいないことである。

アングロ・サクソン時代には、ゲルマン系の初期の社会と同じように、共同体を構成した各自が享する安全と名誉の程度は、主として、彼の血族の数・財産および力にかかるおり、そして家族と別れようという誘惑にかられるものは、ほとんどいなかつた。しかし、もし血族の絆が権利を創造したならば、それはまた義務を含んでおり、それがわづらわし

いものとなつたにちがいない。文明が進歩するにつれ、そしてメイズを構成する各自が裕福になり、実力を具えてくるか、または社会においてより高い地位を占めるにつれ、金持たちの側に、彼等のより貧しい血族を捨て去るという傾向が現われてきた。かくして、自由人(Freeman)は奴隸のため、または何らかの原因で彼の自由を奪われた人のため、人命金を支払う必要はない。後者の場合、血族は、もし彼等が一年以内に彼等の身内の男子(kinsman)を自由にしなかつたならば、人命金の分配にあづかる権利を喪失した。さらに、血族の絆を弱めようとするあらゆる傾向が国によつて促進されたが、これは強力な家族が独立していることに國が大きな恐怖を抱いたからであり、また家族の平和は、古い私的な復讐の体系が存続することによつて、危くされていた。エドムンド王は、メイズが殺人を犯した彼等の身内の男子を遺棄し、彼がただ一人で復讐をうけるように強いることを許すことによつて、古い体系を完全に打ち破ろうと企てた。その後のエセルレッド王とクヌート王の法律は、この方法が効果を收めず、のちに國自身によつて捨て去られたことを立証している。教会の影響もまた、血族の絆を弱めるのに貢献した。血族の権利・義務は僧院の生活と両立せず、しかも修道僧となつた人

は、血族としてのすべての権利を失つた。しかしながら、世俗の聖職は彼等の血族から切り離されることなく、メイズの中で彼等の権利を維持していた。殺人の責をうけるならば、彼等は彼等の血族の助けを借りて、潔白を証明しなければならない。一、二の場合に、法律上の刑罰として家族の権利を喪失することがあった。かくて、アルフレッド王の法律第四十二条によれば、彼のかたきを打つ人は、目的を達したのち、彼の権利をメイズに没収される。そして、アルフレッド王の法律第一条の四、五において、彼の法律上の動産質を不正に立証し、拘禁に抵抗する人は、彼の財産を没収され、もし殺害するならば、かたきを打たれる。これらの条文は、ただ当然のこととして、法益被剝奪者(Outlaws)は一般に、人権としての家族を奪われたことを立証している。他の場合に、彼の身内の男子である法益被剝奪者に対して助けを与えることを拒否した人は、重い罰金に課せられた。自己の意思でメイズから離れることが許されたかどうか、または血族の絆が解消すればいがなる効果を生じるか、法律の文面からは明らかでない。ヘンリー一世の法律の一節は、もしその証拠が信頼できるものであれば、これら二つの質問に答えてくれよう。しかし、それはサリカ法の中の一節をコピーしたものにすぎない。

ず、それゆえアングロ・サクソン法の証拠としては価値がない。第一の点に関して、家族からの離別について述べているすべての法律は、血族の絆を解消することが特權として許されているか、または特別な事例に刑罰として課せられた場合に関する特別な規定であることは意味深い。気ままにメイズから離ることは許されなかつたというのが、唯一の公正な推測である。血族の絆から離別する効果に関して、法律は単に、血の復讐によって、対応する権利を喪失しながら義務を免れる旨を述べているにすぎない。すべてのチュートン族の慣習において、血族の義務と権利は、しかしながら分離しがたく結び合わされてゐたので、一つの権利または一つの義務を失い、残余のものを保持するということは、考えられない。メイズから一部分だけ離れることは、みとめられない。血の復讐を免れたならば、相続権、保護をうける権利および血族に帰属していたすべての権利を失わなければならなかつた。これまで、メイズの構造に関係する多くの問題について考察してきたわけであるが、ここで一般的な特色を手短かにのべてみよう。一般的な意味において、メイズは簡単にいえば血族を意味している。有効な婚姻を通じて血縁の同じ人々である。しかし、計算に当つて、ある一人が起点とされるとき、

彼の血族は明確なグループを形成し、これはある有機的な形を具えているので、言葉の厳密な意味において、メイズ(*the maeght*)とよばれる。彼と血縁の同じすべての人々は、いかなる親等にあらうとも、父の側か母の側かを問うことなく、確立された相続順位に従つて、このグループの中に彼等の指定された地位を占めるのである。メイズは二つのグループに細分される。父方の血族と母方の血族がそれである。前者の権利は、後者それに比べて、いくらか広範囲であるが、双方とも全メイズの重要な部分を形成している。メイズの構成員を結びつける絆は、気ままに断ち切ることはできない。しかし、ある場合には、法により、メイズから去ることが許される。かくして、彼の家族との関係を絶つ人は、血族に属するすべての権利を失うことになる。

(未完)